

地域おこし協力隊(協働の地域づくり推進)の募集について
～トキ放鳥を機運とするプロモーションと中山間地域の活性化～

羽咋市は能登半島の付け根に位置し、北は中能登町と志賀町、東は富山県氷見市、南は宝達志水町に隣接し、海岸線は能登半島国定公園に含まれています。

県庁所在地の金沢市からは約 40km の距離にあり、北西は眉丈山系、南東は宝達・石動山系に囲まれた邑知地溝帯の西端に位置し、東西約 11.04km、南北約 10.82km で 81.84km² のコンパクトなまちです。

車で走ることができる唯一の海岸線(千里浜なぎさドライブウェイ)を有するほか、市内には国の重要文化財に指定された建造物が多く遺されています。

また、平成 24 年 6 月に世界農業遺産(GIAHS)の認定を受けたほか、令和 4 年 3 月には“つなぐ棚田遺産”にも認定されるなど、能登の里山里海に残る自然や文化・伝承を後世につなげていくため、地域を上げた取組みを行っています。

1 募集の概要

上記に挙げた強みを持つ本市は、本州初となるトキの放鳥地に選定されました。放鳥時期は 2026 年 5 月末で、トキが住むための豊かな自然環境に恵まれ、トキの営巣やエサ場としても非常に適していることが、放鳥地としての選定理由となりました。

本市にとって、このたびのトキ放鳥は、トキそのものによるプロモーションだけでなく、本市が誇る里山の魅力と、そこで育まれた農産物や特産品を相乗的に PR していく重要なタイミングであると捉えています。

また、本市は、富山県氷見市にアクセスするための結節点にも位置しており、その基幹道路である国道 415 号は、計画的に再整備が進められています。

氷見市と隣接する神子原地区では、人口減少が進み、本市の中でも高齢化率が高くなっていますが、美しい棚田を有し、同地域ならではの農産物栽培や特産品開発が行われ、それらの直売所となる「神子の里」には市内外から多くの人々が足を運んでいます。

国道 415 号の再整備が進むことで、神子原地域には、これまで以上に多くの人の流れが生まれることが期待されるため、当該地域のさらなる発展が求められます。

以上の背景を踏まえ、本市の自然資源や特産品のブランディング化と里山の地域活性化に尽力していただける地域おこし協力隊を募集します。

なお、任期終了後は、協力隊の期間に培ったノウハウ・ネットワークを生かした特産品販売による起業や、地域活性化起業人と連携した外商等による自立した事業展開が可能と考えています。

2 地域おこし協力隊と一緒に進めていきたい活動内容

- (1) トキ放鳥を機運とするプロモーション
- (2) トキ放鳥に伴う農産物の発展、特産品開発
- (3) トキ放鳥に伴う新たな人の流れの創出
- (4) トキ定着に向けた環境整備や人づくり
- (5) 神子原地域をはじめとする地域の情報発信、ブランディング
- (6) 他の地域おこし協力隊や地域活性化起業人との連携によるプロモーションや地域づくり

3 派遣先

羽咋市役所 産業建設部トキ共生室

所在：石川県羽咋市旭町ア200番地

4 募集人数 1名

5 募集対象

- (1) 現在3大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く)に在住し、採用後羽咋市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方 ※詳しくは、下記12に記載してある担当窓口まで御連絡ください。
- (2) 申請日時点で、年齢が概ね22歳以上40歳未満の方
- (3) 地域おこし協力隊の活動に意欲があり、地域との親交を深める熱意のある方
- (4) 普通自動車免許を有する方
- (5) パソコンの一般的な操作ができる方
- (6) 地域資源の発掘及び活用による地域振興活動に興味がある方
- (7) 将来的に地方移住を考えている方
- (8) 体力があり、心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (9) 体験研修(1か月程度)に参加できる方

6 雇用形態・期間

地域おこし協力隊員として羽咋市長が委嘱します(市との雇用関係はありません)。

委嘱日から1年(年度単位で更新し、最長で3年間)

※主となる活動に付随する業務を副業とし、その収入を得ても構いません。

7 勤務時間

(1) 週35時間

月に20日程度の活動を行い、報告書の作成をしてください。

(2)雇用関係がないことから、休日の活動についての超勤勤務、振替休日などはありません。

8 報酬

(1)月額 290,000 円

※時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はありません。

(2)報酬は当月分について翌月 21 日を目途に支払います。

※委嘱の開始が月の途中となった場合は、月額を委嘱日数で割り返した報酬を支払います。

9 待遇・福利厚生

(1)任用期間中の住居に係る費用については、市と地域おこし協力隊員双方の協議により決定した基準に基づき支給します。

(2)活動に使用する車両については、個人で所有・管理する車両を使用することとします。

(3)上記車両に係る使用料(借り上げ料)及び燃料費は、市と地域おこし協力隊員双方の協議により決定した基準に基づき支給します。

(4)その他、市から予算の範囲内で活動に要する経費を支給します。

(5)社会保険料等は、本人で加入・負担してください。

10 応募

(1)応募期間 令和 8 年 3 月 25 日(水)～

(2)応募方法 下記の必要書類を担当窓口へ提出してください(郵送可)

1 所定の応募用紙

2 履歴書

3 レポート

4 免許証の写し(住所が異なる場合は裏面コピー、または住民票の写しが必要)

(3)その他 提出された書類の返却はしません。

11 選考

(1)第 1 次選考:履歴書・レポートによる書類選考

(2)1 か月の体験研修

(3)第 2 次選考:体験研修受講者に羽咋市役所で面接を実施

12 担当窓口(書類送付・お問い合わせ先) 羽咋市役所 産業建設部トキ共生室

電話:0767-22-1116

Mail:toki@city.hakui.lg.jp